

共謀罪法案の成立に反対し、廃案を求める決議

- 1 本年3月21日、過去3度にわたり廃案となった共謀罪法案（組織犯罪処罰法改正案）が閣議決定され、再び国会に提出された。そして、今国会予算委員会からの審議に加え、法案提出後の衆議院法務委員会における審議においても、本法案の矛盾や問題点が明らかになっているにもかかわらず、与党は、日本維新の会以外の野党の反対を無視して5月19日の衆院法務委員会において共謀罪法案の採決を強行した。同月23日にも本会議において強行採決するとの報道がなされている。

自由法曹団は、与党・日本維新の会の衆議院法務委員会採決の強行を強く非難するとともに、本法案の成立に断固として反対するものである。

- 2 共謀罪は、他人の権利・財産などへの侵害の危険が未だ具現化していない曖昧な「計画」（合意）の段階で国家が刑罰権を発動する点で、国民の内心の自由、正当な言論・表現を抑圧し、適正手続原則に違反するものであるから、共謀罪法案は、憲法19条、21条、31条に違反する法案である。

また、国家刑罰権は国民の生命・身体を侵害する作用であるから、人の生命身体・財産などに被害を及ぼす行為に対してのみ発動されるべきで、既遂処罰が原則（例外的に未遂・予備処罰）とされ、かつ、犯罪の要件・処罰は事前に明確に規定されなければならないという理念が近代刑法の基本原則とされてきた。このような既遂処罰原理・罪刑法定主義により、国民は刑法に反しなければ自由に行動できることを保障されているのである。

しかし、約300もの多くの犯罪について共謀の段階から処罰できることとする共謀罪法案は、既遂処罰を基本としてきた我が国の刑法体系を覆し、国民の自由な行動を大きく制限するものである。

- 3 政府は、「準備行為」がなければ処罰されないから共謀罪ではないと述べるが、「準備行為」自体に明白な限定はなく、法案の適用範囲を厳しく限定したものとはいえない。

また、「組織犯罪集団」が対象であって一般人は対象ではないとも述べるが、法案に一般人を対象としないなどという文言はなく、「組織犯罪集団」かどうかの判断は捜査機関であって、要は捜査機関が疑った者が「組織犯罪集団」であり、そうでないのが一般人であると言っているに過ぎない。同法案では、原発反対運動や基地建設反対運動などに適用され得る組織的威力業務妨害罪や、楽譜のコピー（著作権法違反）や節税（所得税法違反）など市民が普通の生活の中で行う行為が犯罪に問われかねないものも対象犯罪に含まれている。一般人が捜査対象になるのは明らかである。

- 4 共謀罪が成立すれば、捜査機関の権限が拡大し、これまで以上に監視社会が深刻化することも明らかである。

捜査機関は共謀罪の捜査として共謀自体を発見しなければいけないから、捜査方法としては、捜査機関が疑った者・団体に対して会話・通信など通常的生活の中での動向を日常的に監視せざるを得ず、それを合法化することとなる。

そして、警察はこれまでも違法・不当なプライバシー侵害に当たる捜査を繰り返してきた。例えば、岐阜県大垣市で風力発電所建設に反対していた市民の情報を収集し、発電

所設置予定業者に当該情報を提供していた件、在日イスラム教徒のあらゆる周辺情報を収集していた件、2016年参院選において大分県警が野党統一候補を支持している団体の建物敷地内で出入りする人の動向を監視カメラ2台で盗撮していた件など、近年においても枚挙にいとまがない。

共謀罪が制定されれば、このような監視活動・情報収集活動をしている警察にさらなる捜査権限を与えることになり、これまで以上に、市民の行動や、人と人との会話、目配せ、メール、LINEなど、人の合意のためのコミュニケーションそのものが広く監視対象とされ、監視社会が一層深刻化するの火を見るより明らかである。

さらに、対象犯罪には「司法妨害」として偽証罪などが含まれる。正当な弁護活動を「司法妨害」と決めつけて、共謀罪に問う可能性もある。これまで数々の冤罪事件を闘ってきた自由法曹団員の弁護活動への弾圧手段とされる危険は極めて大きい。

5 政府は、テロ対策のための国連越境組織犯罪防止条約の締結するためには共謀罪の制定が不可欠であるかのように主張するが、条約の条文においても国連立法ガイドにおいても共謀罪を成立させなくとも締結できることが明記されている。また、この条約の目的はマフィアなどの経済的な組織犯罪集団対策であり、テロ対策ではない。日本は、国連の13主要テロ対策条約についてその批准と国内法化を完了している。条約を締結するために共謀罪を制定させることも、テロ対策ために同条約を締結することも必要ないのである。

6 共謀罪法案をめぐる衆議院法務委員会の審議・運営は異常としか言いようがない。政府は野党議員の質問にまともに答える姿勢を放棄して「一般市民は捜査の対象にもならない」など根拠のない答弁を機械的に繰り返したり、野党議員が大臣に答弁を求めたにもかかわらず政府職員が勝手に答弁したりするなど、異常かつ非民主的という他ないものであった。

こうした異常な審議の挙句、法案の問題点が何ら解決されないまま、採決を強行したことは、民主主義を真っ向から否定する暴挙といわざるを得ない。

7 自由法曹団は、憲法に違反し、刑法制度を根本から覆して国民の自由を侵害して監視社会を生み出す共謀罪法案が強行採決されたことに強く抗議する。そして、衆議院本会議での採決に断固反対するとともに、国会における徹底審議と法案の廃案を勝ち取るために、引き続き全力を尽くすことを表明する。

2017年5月22日

自由法曹団

2017年群馬・磯部5月研究討論集会

安倍政権の危険な「対北朝鮮政策」の中止と 外交的・平和的解決への抜本的転換を求める決議

- 1 朝鮮民主主義人民共和国(以下「北朝鮮」という。)の核・ミサイル開発を巡り、アメリカのトランプ大統領は、「すべての選択肢がテーブルの上にある」として武力の先制行使も辞さない旨を表明するとともに、米海軍原子力空母カール・ビンソンを朝鮮半島近海に差し向けるなど、北朝鮮に対し軍事的威嚇(圧力)を加えた。安倍政権はアメリカの強硬姿勢を真っ先にこれを支持したばかりか、空母カール・ビンソンと海上自衛隊との共同訓練の実施、自衛隊法95条の2(米軍等の部隊の武器等防護のための武器使用)に基づく初の「米艦防護」(護衛艦「いずも」による米海軍補給艦の防護)の実施に踏み切った。さらには、自民党内において敵基地攻撃能力の保有などが声高に叫ばれるにいたっている。
- 2 北朝鮮による核実験やミサイル発射は、北東アジア地域の平和と安定を脅かすものであり、到底許されないものであるが、こうした北朝鮮の動きは、北朝鮮の近隣で行われている米韓合同軍事演習や高高度防衛ミサイル(THAAD)の在韓米軍配備といった米国による軍事的脅威に対応していっそう激化している。日本が米国と一体となって北朝鮮に対する軍事的圧力を強めることは、軍事的緊張を高める以外の何ものでもない。万一、米朝が戦火を交えるような事態に至れば、多数の米軍基地を抱える韓国や日本も必然的に戦争に巻き込まれ、深刻な被害をこうむることは必至である。国家間の本格的な武力衝突は、おびただしい数の犠牲を生じさせかねないのであり、北東アジア地域の軍事的緊張を高める動きは断じて許されない。
- 3 これに対して、韓国では5月9日に北朝鮮との対話を掲げる文在寅大統領が誕生し、中国やロシアも6カ国協議の再開と「対話を通じた解決」を求めている。しかし、安倍政権はこの問題の外交的・平和的解決背を向け続けるばかりか、むしろ「危機」を煽り、前述したように米艦防護を実施し戦争法を具体化するなど憲法で禁止された武力による威嚇にまで及んでいる。さらに、安倍首相は、「北朝鮮情勢の緊迫」「安全保障環境の悪化」を口実に、2020年改憲を表明し、この「危機」を利用しようとさえしている。
- 4 このように外交的・平和的解決を模索する周辺関係国の動きを阻み、ひたすら軍事的緊張を煽るかかる安倍政権の対応は、北朝鮮の核・ミサイル問題をいっそう悪化、深刻化させるものと言わざるを得ない。

自由法曹団は、9条改憲に断固として反対するとともに、安倍政権に対し、直ちに危険な「対北朝鮮政策」を止め、日朝平壤宣言(2002年9月)および六者会合共同声明(2005年9月)の到達点に立ち返り、憲法9条を活かして、北朝鮮と米国の双方に対して自制を求めつつ、6カ国協議の再開等を含めた外交的・平和的解決に全力を尽くすように求めるものである。

2017年5月22日

自由法曹団

2017年群馬・磯部5月研究討論集会

安倍政権が強行する辺野古新基地建設の即時中止することを求める決議

- 1 安倍政権は、2017年4月25日、名護市辺野古沖の米軍新基地建設に関し、岩礁破碎許可の更新申請をせずに護岸工事に着手した。岩礁破碎許可は3月31日に既に切れており、政府も許可の更新を必要としてきた。ところが政府は、名護漁協が工事海域の漁業権を放棄したので同許可は不要であると態度を豹変させ、護岸工事に踏み切った。辺野古新基地建設を強行する安倍政権のなりふり構わない姿勢が、いよいよ明らかになった。
- 2 辺野古新基地建設は、老朽化した普天間基地に代え新たな米軍の戦略的拠点＝新基地を建設するものである。即ち、日米両政府は、日米安保条約の下、日米同盟を強化することにより東アジアにおけるアメリカ軍事的覇権を維持しようとするもので、その為の在日米軍基地の機能強化、戦争法（安全保障法制）の具体化する上で、辺野古新基地は不可欠な要素となるものである。しかし、この基地建設は、東アジアの緊張を高め、国際平和に逆行するばかりか、この国とこの国の人々を軍事的緊張、ひいては戦争の危険にさらす愚行であり断じて許されるものではない。
- 3 翁長沖縄県知事は、新基地建設を阻止するために全力を尽くすとし、護岸工事の着手に対しても、あらゆる法的手段を駆使して対処することを表明している。また、圧倒的多数の県民は、普天間基地の県外・国外移設や即時撤去を求めるとともに、辺野古新基地建設に反対している。安倍政権の基地建設強行は、この県民の意向を無視し民意と地方自治を踏みにじるばかりか、県民の生存や権利を脅かし、貴重な自然環境を破壊する暴挙である。
- 4 自由法曹団は、安倍政権が強行する辺野古新基地建設に反対し、沖縄県民の新基地建設反対のたたかいを全力で支援するとともに、沖縄県民と連帯して、沖縄の民意の尊重と新基地建設の即時中止を強く求めるものである。

また、自由法曹団は、翁長知事が埋立承認の撤回や差し止め訴訟などの法的手段を選択した場合には、翁長知事の行動を強く支持し、共にたたかうことを表明するものである。

2017年5月22日

自由法曹団

2017年群馬・磯部5月研究討論集会

過労死と格差を容認し、リストラ解雇を促進する安倍「働き方改革」に反対し、 人間らしく働くルールの確立を求める決議

1 働き方を改悪する安倍政権の「働き方改革実行計画」

安倍政権は、2017年3月28日、「同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善」、「罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正」、「柔軟な働き方がしやすい環境整備」、「雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援」等を内容とする「働き方改革実行計画」（以下「実行計画」という）を決定した。

しかし、実行計画の内容は、「働き方改革」の名に反して、過労死と格差を容認し、無権利労働を拡大し、リストラ解雇を促進する「働き方改悪」そのものである。

2 過労死と格差を容認し、無権利労働を拡大し、リストラ解雇を促進する実行計画

実行計画は、時間外労働と休日労働をあわせて、「12か月連続80時間・1年960時間」、「単月では100時間未満」の残業をさせることを認めている。これは、「発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間に1か月当たりおおむね80時間超」の過労死ラインの残業を容認するものであり、とうてい許されない。

実行計画は、「同一労働同一賃金」について、「基本給や各種手当の決定基準・ルールの違いは、職務内容、職務内容・配置の変更範囲、その他の事情の客観的・具体的な実態に照らして、不合理なものであってはならない。」としている。これは、現状と同様、職務内容・配置の変更範囲などに違いがあることを理由にして、正社員と非正規労働者の格差を容認、固定化するものであり、とうてい認めることはできない。

実行計画は、「最低賃金については、年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ引き上げて行く。これにより、全国加重平均が1000円になることを目指す。」としている。時給1000円では、法定内労働時間の上限の年間2085時間（1日8時間で約260日間）働いても、208万5000円にしかならず、ワーキングプアをなくす施策として、実効性がなく、極めて不十分である。

実行計画は、「多様で柔軟な働き方を選択可能とする社会を追求する」とし、さらには、「非雇用型テレワークのガイドライン刷新」など、非雇用型の働き方を拡大しようとしている。しかし、多様で柔軟な働き方は、低賃金不安定雇用である有期労働や派遣労働に明らかのように、労働者の権利を切り捨てる働き方である。また、非雇用型の働き方は、労働者の権利をすべて奪う働き方である。このような低賃金無権利労働の拡大を許してはならない。

実行計画は、「雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援」をかかげ、「官民一体となって、転職・再就職の採用機会を広げる方策に取り組んでいく。」として、リストラ支援策を強化しようとしている。これと軌を一にして、安倍政権は、解雇の金銭解決制度創

設の策動を強めている。安倍政権の解雇自由化の策動を許してはならない。

3 人間らしく働くルールの確立を！！

私たちは、時間外労働と休日労働をあわせた残業の罰則付きの上限規制を「週15時間、月45時間、年360時間」とすることを要求する。私たちは、始業後24時間を経過するまでに11時間以上の連続した休息時間の付与を義務づける「勤務間インターバル制度」を創設することを要求する。

私たちは、高度プロフェッショナル制度の創設や企画業務型裁量制の拡大を定める、安倍内閣の労働基準法等「改正」案の廃案を要求する。

私たちは、労働契約法20条、パートタイム労働法8条の不合理性の判断要素から「当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情」を削除し、労働条件や待遇の相違の合理性の立証責任を使用者に負担させることを要求する。私たちは、労働契約法、パートタイム労働法の改正にあたっては、「同一価値の職務に従事する労働者に対しては、同一の賃金を支払うことが原則であること」、「異なる賃金を支払う時は、その合理性は使用者が立証しなければならないこと」を明記することを要求する。

私たちは、全国一律の最低賃金制度を確立し、最低賃金を今すぐ時給1000円にし、時給1500円を目指すことを要求する。

私たちは、有期労働や派遣労働を臨時的・一時的な業務に限定し、「直接無期雇用の正社員が当たり前」の雇用社会の実現を要求する。また、雇用の請負委託化の拡大、非雇用型の働き方の拡大に反対し、労働基準法、男女雇用機会均等法等の労働者保護法の厳格な適用を要求する。

私たちは、解雇の金銭解決制度の創設に反対し、整理解雇4要件の法律化等、解雇規制を強化することを要求する。

私たちは、過労死を容認し、正社員と非正規労働者の格差を容認、固定化し、無権利労働を拡大し、リストラ解雇を促進する安倍「働き方改革」と「働き方改革実行計画」に反対し、人間らしく働くルールの確立のため全力をあげて奮闘する決意である。

2017年5月22日

自由法曹団

2017年群馬・磯部5月研究討論集会

福島第一原発事故による被害の全面救済の実現 及び原発推進政策から即時撤退し原発ゼロ社会の実現を求める決議

1 2011年3月11日に起きた福島第一原発事故から既に6年が経過した。依然として放射能で汚染された地下水は海へ流入し続けるなど、事故の収束は目途すら立っていない。未だ11万人近くの人々が避難を余儀なくされており、被災者の被った甚大な被害の原状回復と完全賠償も実現されていない。

これらの事実は、ひとたび原発に重大な事故が起きれば、人々の平穏な暮らしを喪失させ、それを取り巻く自然環境を破壊し、長期間にわたり深刻かつ甚大な被害をもたらすことを如実に物語っている。

2 このような状況において、2017年3月17日、福島第一原発事故で群馬県内に避難した住民らが損害賠償を求めた訴訟で、前橋地方裁判所は、国と東京電力に津波の予見可能性があったこと、国の規制権限不行使が違法であること等を認め、国と東京電力に損害賠償の支払いを命じる判決を下した。

この群馬訴訟の判決は、全国で約30件、約1万2000人が参加している同様の被害者集団訴訟の中で初の判断であり、とりわけ裁判所が国の賠償責任を認めたことや避難指示区域外からの避難者にも損害を認めたことは、年内に判決期日を迎える千葉訴訟や生業訴訟等をはじめとする他の各地の訴訟に関わる多くの人々を勇気づけた。原告団や弁護団をはじめとする、群馬訴訟を支えてきた人々のこれまでの奮闘に敬意を表する。

一方、認められた損害額は低廉であると言わざるをえず、本来あるべき損害の評価をせず、あるべき賠償水準を認めなかった点は、司法の役割を存分に発揮したものとは到底言えない。

3 これに対し、政府、各地の電力事業者は、川内原発、伊方原発、高浜原発、玄海原発等、新規制基準に適合していると判断した原発を次々に再稼働させる路線を頑なに変更しようとはしない。このような姿勢は、原発のない社会の実現を希望する多数の世論を無視し、国民の生命、身体、生活の安全を脅かすものであり、強い非難に値する。

4 自由法曹団は、政府に対し、福島第一原発事故がもたらした深刻かつ甚大な被害を教訓に、原発推進の国策を転換して早期に原発ゼロの社会を実現することを求める。そのうえで、福島第一原発事故により今もなお甚大な被害に苦しむ多くの人たちの全面救済の実現に最優先で取り組むことを求める。我々は、そのためのたたかいに引き続き全力を傾注することを決議する。

2017年5月22日

自由法曹団

2017年群馬・磯部5月研究討論集会

「核兵器禁止条約」の早期実現をめざす決議

1 現在、国連総会に「核兵器の全面廃絶に導く核兵器を禁止する法的に拘束力のある文書（「核兵器禁止条約」）を交渉する国際連合会議」が係属している。この国連会議は、昨年12月23日に採択された国連総会決議に基づき召集・開催されたものであり、第1会期は本年3月27日から31日まで開催され、第2会期は6月15日から7月7日まで開催される予定である。この国連会議は、「核兵器のない世界」を、政治的宣言にとどまらず、国際法規範として確立することを目的に国連史上初めて開催されるものであり、画期的なことである。

2 核兵器の使用は、意図的か偶発的かを問わずそれが使用されるならば「壊滅的な人道上の結末」をもたらすことになる。地球環境を破壊し、人間の生命・健康に深刻な被害を与える核兵器は、人類の生存と繁栄に対する最大の現実的脅威である。核兵器は人類と共存できないのである。

また、無差別かつ大量の殺戮をもたらす残虐兵器である核兵器の使用は、「無防備都市に対する無差別爆撃」であり「不要な苦痛を与えるもの」として国際法上違法である。そのことは、1963年の東京地方裁判所の「原爆裁判」の判決でも示されており、また1996年の国際司法裁判所の勧告的意見（以下「勧告的意見」）でも、核兵器の使用や使用の威嚇は一般的に国際法に違反するとされている。

3 ところで、核不拡散条約(NPT)6条は「各締結国は、核軍縮競争の早期の停止…全面的かつ完全な軍備縮小に関する条約について、誠実に交渉を行うことを約束する。」としており、また、「勧告的意見」は「厳密かつ効果的な国際的コントロールのもとで、核軍縮を目指す交渉を完結させる義務がある。」としている。そして、核不拡散条約(NPT)再検討会議では、核兵器のない世界実現のための「明確な約束」が、全会一致で決議されているところでもある。にもかかわらず、核兵器保有国や日本を含む核兵器依存国は、核兵器を禁止し、廃絶するための条約交渉には背を向け続けてきた。

4 核兵器の非人道性に着目し、核兵器を禁止する条約の実現は、この膠着状況から脱却する絶好の機会となるであろう。私たちは、この条約の実現に尽力するものである。

しかしながら、この条約が実現したとしても、核兵器国が当然に核兵器を放棄するものではない。私たちは、我が国政府をはじめ、核兵器保有国の姿勢を転換するための努力を継続することを決議する。

2017年5月22日

自由法曹団

2017年群馬・磯部5月研究討論集会

司法修習生に対する十分な経済的支援制度の確立を求める決議

1 国会は、本年4月19日、司法修習生に対し、これまでの貸与金に代えて、修習給付金（基本給付金13万5000円、住居給付金最大3万5000円および移転給付金）を支給すること等を内容とする裁判所法一部改正案を成立させた。同年11月から修習が開始する71期から修習給付金の支給が開始されることとなる。

2 もともと司法修習生に対しては、戦後、裁判所職員に準ずる扱いを受けて給費制が採用されていた。その目的は、国民の基本的な人権の擁護を担う法曹を国の責任において育てることから、司法修習生の生活環境も国の責任において保障することにあつた。そして、司法修習生は給費制の下で生活環境を保障される一方、修習に専念する義務を課され、修習に専念してきた。さらに、給費が国民の税金によって賄われることから、法曹となる者に国民の権利擁護の期待に応えなければならないという使命感を醸成する土壌ともなっていた。

ところが、誤った受益者負担主義の発想により、2011年11月採用の新第65期司法修習生から給費制が廃止され、貸与制に切り替えられた。

給費制の廃止に伴い、経済的理由で法曹になることを諦める者が増えるなど法曹志願者の減少に拍車がかかり、また、司法修習生からも書籍の購入や課外活動の参加を控えるなど充実した司法修習が困難であるとの声があがるようになった。司法修習を終えて弁護士登録した者の中でも、将来の貸与金の返済に不安を感じ、公益活動を控える者も見られるようになった。

こうした事態をふまえ、日本弁護士連合会、ビギナーズ・ネットおよび司法修習生に対する給与の支給継続を求める市民連絡会などが要請を繰り返した結果、昨年1月の時点で衆参両院の過半数を超える国会議員が司法修習生に対する経済的支援に賛同するに至った。今回の法改正は、関係各層の粘り強い努力と、これを受け止めた国会議員が衆参両院で過半数を超えたことによるものと言える。自由法曹団は、給費制が廃止された当初から給費制の復活を求めてきたところであり、今般の修習給付金制度の創設を関係各位とともに喜びをもって受け止める。

3 だが課題はまだ残っている。

修習給付金の額は給費制廃止以前の給費の額に及ばないものであり、充実した司法修習を送るために十分と言えるものではない。また、給費制の下でおこなわれていた共済への加入資格はないままであるなど福利厚生側面が全く不十分なものと言える。日本弁護士連合会による給費制廃止下の司法修習生の生活実態アンケートによれば、住居費の負担のある司法修習生の平均の生活費は月額20万円を超えており、新制度の下でさえも多くの修習生が貸与の申請をして借金を背負わざるをえない状況が続くと見込まれる。したがって、司法修習生が充実した修習を送ることができるよう給付水準の引き上げや福利厚生面の整備が検討

されるべきである。

また、創設された修習給付金は、法改正前に貸与制のもとで修習を終えた新第65期から第70期の司法修習生に対し遡及適用されないこととされている。しかし、司法修習生の生活実態に鑑みて修習給付金制度を創設したのであるから、給費制廃止によって経済的負担を強いられた者を置き去りにすることは不公平である。現在、給費制の復活を求めて全国7地裁で8件の給費制廃止違憲訴訟が提起されているが、政府は置き去りにされる者が出ないよう、この点の解決も図り、全国的に提起されている訴訟を和解により終結させる努力をほらうべきである。

- 4 自由法曹団は、残された課題を解決するため引き続き関係各層と連帯して取り組むことを表明し、これを本集会の決議とする。

2017年5月22日

自由法曹団

2017年群馬・磯部5月研究討論集会

**警察権力による市民の表現活動に対する弾圧に強く抗議し、
憲法第21条第1項で保障された街頭での表現活動の自由を侵害する
不当な干渉・制限に対し断固としてたたかうことを誓う決議**

1 近年、警察が市民の街頭宣伝に不当に干渉し、妨害するという深刻な事件が発生している。

和歌山県では、和歌山県警察本部長が2009年4月28日付交規第41号『道路使用許可等取扱要領の制定について』を発令し、これ以降、車両に拡声器を備え付けて走行する行為について、「走行街宣」と「停止街宣」に区別し、別々に道路使用許可が必要であるとの運用に変更した。そして、「走行街宣」として道路使用許可が出される場合には、「駐車又は停止して街頭宣伝を行わないこと」との許可条件が付されるようになった。

また、群馬県警も、2012年5月下旬より、車両に拡声器を備え付けて走行する広報宣伝行為について、「走行宣伝」と「停止宣伝」に区別し、別々に道路使用許可が必要であるとの運用に変更した。さらに、群馬県警は、2013年7月19日以降、単に拡声器を使用するだけの広報宣伝行為についても道路使用許可が必要との考えを示し、市民団体による拡声器を使用した街頭宣伝に干渉し、妨害をするようになった。同年8月22日には、市民団体が拡声器を使用して街頭宣伝を行っていたところ、12名もの警察官が大挙して現場にあらわれ、「細則に書いてあるから許可をとれ。」などと述べて干渉し、これに従わずに市民団体が街頭宣伝を行っていると「警告する。」などと述べて、街頭宣伝を行う市民を無断で写真撮影したり、ビデオ撮影したりするなどした。同年9月27日にも市民団体が拡声器を使用して街頭宣伝を行っていると、10名の警察官が現場に臨場して、「あなたたちだけが許可をとっていない。」などと述べて街頭宣伝に干渉し、街頭宣伝の間、市民団体を取り囲み続けるなどして街頭宣伝を妨害した。このような警察による街頭宣伝に対する妨害行為は、2013年7月19日から2015年10月15日にかけて確認されただけでも17回発生した。

2 しかし、拡声器を使用して行う街頭での広報宣伝行為や、拡声器を使用しながら車両を走行させる行為は、憲法第21条第1項の表現の自由の保障を受けることは論を待たない。

有楽町駅前ビラまき事件東京高裁判決（東京高判昭和41年2月28日）は「法第77条第1項第4号の規定により公安委員会が定めた行為であっても、一般にそれが法にいわゆる一般交通に著しい影響を及ぼすような行為に該当すると解することができなければ、法定の要許可行為とならず、『一般交通に著しい影響を及ぼす』ということが意味する一般交通に与える支障の程度については・・・相当高度のものを指すと解さなければならない。」と判示した。また、東金国賠訴訟事件千葉地裁判決（千葉地判平成3年1月28日）も「通常の方法で行うビラ配布行為は、道交法77条1項4号、施行細則119号に該当しないことが明らかである」と判示した。この東金国賠訴訟事件千葉地裁判決を受け、道路交通法第77条第1項第4号と街頭宣伝活動の問題は、国会においても取り上げられ、1991（平成3）年3月15日の参議院地方行政委員会における諫山博参議院議員の「ビラ配りを

弾圧したという問題で、第一線の警察官が誤った認識を持っているのではないか。ビラ配りはいかなる場合でもすべて許可を要するものだと誤解しているんじゃないかという問題について、何らかの指導をお願いしたいけれども、いかがでしょうか。」との質問に対し、鈴木良一警察庁長官は「ビラ配りの点につきましては、東金事件の判決があるわけでございますから、これに基づきまして警察官をよく指導、教養してまいりたい、かように考えております。」と回答している。

したがって、上記各警察によって干渉や妨害を受けた市民団体の街頭での宣伝活動はいずれも道路交通法第77条第1項第4号の道路使用許可は要件とはならず、同許可がないことを理由に行われた上記各警察の行為は、不当な干渉・妨害行為というほかない。この各警察の行為は、憲法21条第1項に違反し、市民の表現の自由を著しく侵害するものであって、断じて許されない。

- 3 自由法曹団は、警察権力による市民の拡声器を使用した広報宣伝行為や演説など広く街頭での表現活動に対する弾圧に対し強く抗議し、表現活動に対する干渉・制限に対し、断固としてたたかうことをここに誓う。

2017年5月22日

自由法曹団

2017年群馬・磯部5月研究討論集会

オスプレイを使用した日米共同訓練の強行に抗議し、配備撤回を求める決議

政府は、2017年3月6日から同月17日までの間、陸上自衛隊相馬原演習場（群馬県）及び関山演習場（新潟県）において、オスプレイを使用した陸上自衛隊第12旅団と米海兵隊との共同訓練を強行した。

防衛省北関東防衛局は、「日米共同訓練の実動訓練は15日をもって終了した。併せて関山現地連絡調整所を閉所した」旨発表した。同月16日及び17日にも群馬県上空で多数の目撃情報が群馬県内の市民団体に寄せられた。同市民団体が防衛省北関東防衛局及び陸上自衛隊第12旅団広報室に問い合わせたところ、「日米共同訓練の実動訓練は終了しており、自衛隊では掌握していない。関山への着陸情報は入っていない。米軍の運用については判らない」旨回答があり、米軍のみの飛行訓練については事前の通知さえなされていないことが明らかになった。

オスプレイは、2016年12月13日、沖縄県名護市沖の浅瀬で空中給油訓練中に墜落事故を起こしたばかりであるが、米軍は同月19日には飛行訓練を、2017年1月6日には空中給油訓練も再開し、政府もこれを容認した。事故原因の究明や住民への説明が極めて不十分なまま訓練を再開したことに対し、沖縄県民はじめ多くの国民から強い抗議と飛行禁止・配備撤回を求める声があがっているが、そうした声を無視して強行されたのが今回の訓練である。

そもそもオスプレイは、開発段階から死傷者を出す墜落事故など重大な事故を繰り返しており、「未亡人製造機」と呼ばれるほど安全性に構造的欠陥を持つ軍事輸送機である。その重大な欠陥の一つがオートローテーション機能（エンジン停止の際でもプロペラが回転して墜落を避ける機能）のないことであり、日本の航空法では本来飛行自体が禁止されているものである。このような危険な軍事輸送機を日本で飛行させることは、国民の生命・身体・財産の安全を無視するものであり到底容認できない。

また、オスプレイは、その輸送兵員数、輸送貨物量、最大速力、航続距離が従来の大型輸送ヘリを格段に上回り、強襲揚陸艦への搭載や空中給油を行えば世界中のどこでも軍事作戦を展開できることからすれば、米国が世界規模で戦争をするための道具であり、侵略兵器としての性格をもつものである。憲法9条の下、他国への侵略を可能にする軍事輸送機を日本に配備し共同訓練を行うことは、断じて許されない。

しかも、海外への「殴り込み部隊」といわれる米海兵隊と「陸上自衛隊中唯一空中機動性を高めた旅団」である第12旅団（同旅団公式HPより）との共同訓練は、安保条約の枠をも超えて日米軍事協力を「アジア太平洋地域及びこれを越えた地域」に拡大した2015年新ガイドラインと安保法制の下、日本が世界規模で米国の戦争に加わることを想定した演習としての性格を有するものである。公開された訓練内容も、敵地に侵入し奇襲する「ヘリボーン訓練」や戦闘地域で負傷兵員を救助する「第一線救護訓練」など、まさしく米国の侵略戦争と一体となった軍事行動のための訓練である。

このような訓練が恒久平和主義を定める日本国憲法の下で許される余地のないことは明白である。政府は、今回の共同訓練を沖縄の負担軽減策の一環であると説明したが、沖縄の負担に真剣に思いを致すのであれば、オスプレイの配備そのものをやめるべきである。自由法曹団は、日本を米国の戦争に加担させる安保法制の廃止を求めるとともに、今回の訓練強行に強く抗議し、改めて配備の撤回を求めるものである。

2017年5月22日

自由法曹団

2017年群馬・磯部5月研究討論集会

安倍政権の戦争をするための教育方針に反対する決議

1 近時、安倍政権は戦争をするための国民教育の歩みを加速させている。

新しい幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、及び中学校学習指導要領においては、子ども達に愛国心を持たせることを明記された。また、中学校学習指導要領の保健体育では、武道の種目の一例に「銃剣道」を明記し、2017年4月14日には、このことについて『軍国主義の復活や戦前回帰の一環』との指摘は当たらない』との答弁書を閣議決定した。

さらに、同月31日には、戦前・戦中に道徳や教育の基本方針とされた教育勅語について、「憲法や教育基本法等に反しないような形で教材として用いることまでは否定されることはない」との答弁書を閣議決定した。

加えて、政府は、国が定めたあるべき家庭での教育方針について、地方自治体・学校・地域住民に対して協力を求めるという内容の家庭教育支援法案を国会に提出するとも報道されている。

2 これらの動きは、戦前回帰、戦争するための国民教育を進めるものに他ならない。

学習指導要領等における愛国心の押し付けは、まさに戦前の教育を想起させるものである。銃剣道は、戦時下において敵を殺すための訓練として実施されていたもので、戦後は自衛隊員の訓練として行われている。それを学校教育の場に取り入れようとするのは軍国主義の復活・戦前回帰の一環と位置づけられるべきものである。また、教育勅語は、戦時下における侵略戦争遂行のための国民教育の根幹として使用されたものあり、その教育勅語を批判的な観点での指導を伴わずに教材に使用するのは戦時教育を復活するという事と同義である。さらに、戦時下においては、戦時家庭教育指導要項をもとに戦争に向けた家庭教育・学校教育がなされたが、家庭教育支援法案は戦時教育指導要項と同様に国が家庭へ介入する性質を有するものであり、戦争法を制定し、憲法9条を改憲して戦争ができる国づくりをこの間進めている安倍政権が、あるべき家庭教育の内容として「戦争をする国に奉仕する」教育や子育てをあるべき家庭教育と位置づけることは火を見るより明らかであるというべきである。

3 戦時、国が国民を戦争に奉仕させるよう教育したことが、大きな悲劇を生み出した。だからこそ、戦後、国が教育を含めた個人の思想に関与してはならないことを憲法に明記し、戦時教育の根幹であった教育勅語は1948年には衆参両院で排除決議・失効確認決議がなされたのである。

安倍政権が進める教育への介入は、国の求める国民像を国民に押し付けるものであり。憲法が根幹としている個人の尊厳の精神と相容れない。戦時教育を是認・復活させ、学校教育・家庭教育に再び国家が関与させ、戦争へと突き進むことがあってはならない。

4 自由法曹団は、安倍政権が進める戦争をする国民を作り出すためのあらゆる教育政策に断固として反対する。

2017年5月22日

自由法曹団

2017年群馬・磯部5月研究討論集会